



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止共同キャンペーン中

高齢者を狙った、下記の事例が多くなっています。この他にも気になることがありましたら、お気軽に村消費生活センターまでご相談ください。



#### ●「火災保険で住宅を修理できる」と言われたら…

「保険金が使えらる」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が急増しています。「自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、安易に契約しないようにしましょう。保険金の申請サポートを行う会社に頼らずとも、申請は加入者自身で行えます。また、うその理由で請求することは絶対にやめましょう。

#### ● もらえるどころか払わされる！？当選金・支援金トラブル

メールやショートメッセージなどで「当選金・支援金が受け取れる」などとうたってサイトに誘導し、登録後に利用料金などとして高額なお金を請求する手口がみられます。簡単にお金をもらえる話をされても返信しないでください。また、返金を求めることは困難です。

#### ● いつ、どのように警戒すればよいのか

詐欺や悪質商法の被害は、普段の買い物や契約のときとの違いに気づきにくいからこそ生じるのです。少し非日常的な買い物や契約をするときには警戒してください。一呼吸おいたうえで本当に信頼できるのかをしっかりと調べたり、いろんな人や機関に相談することも役に立ちます。

～独立行政法人国民生活センター「くらしの豆知識2023年版」より引用・抜粋～

### 消費生活 緊急情報

## うまい話はありません。友人、知人からのもうけ話にご注意！

突然、友人から食事に誘われ、店に行ったところ、友人の他にも知らない人が何人か来ていて、一緒に食事をした。後日、「先日のコミュニティーの話をしたい」と連絡があり、ビルの一室に連れていかれた。部屋には、先日、一緒に食事をしたメンバーがいて、競馬、株などができる自動投資ソフトの購入を勧誘された。「ソフトは〇〇万円と高額だが、もとはすぐにとれる。月〇〇万円儲かっている人もいます。」と言われ、断りにくい雰囲気だったので契約してしまった。不要なのでクーリング・オフしたい。

#### 【ひとこと助言】

販売目的を告げずに呼び出され契約（訪問販売に該当）しているので、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

～茨城県消費生活センター「消費生活緊急情報」より抜粋～

### 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）  
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

